

お子さまの新たな学生生活が始まるタイミングでぜひ加入をご検討ください



専修大学熊本玉名高等学校 生徒総合補償制度

(団体総合生活保険)



「ケガだけでなく、万が一お子さまが
思いがけない事故やトラブルに巻き込まれた時の備えも十分ですか？」



自転車条例に対応



SNSでの誹謗中傷



不審者・ストーカー

個人賠償責任

お子さまが自転車で他人にケガをさせたり、友だちの物を壊してしまった時など、法律上の損害賠償額を無制限で補償します。また、学校から借りたタブレット・ノート型PC等の破損も補償します。

弁護士費用等 (人格侵害等)

ケガをさせられたり、SNSで誹謗中傷をされた時など、弁護士への相談費用を最大300万まで補償します。

トラブル対策費用

ストーカー被害やいじめなどのトラブルにあった時、防犯対策費やカウンセリング費などを最大20万まで補償します。

保険期間：2025年4月1日午前0時～2028年4月1日午後4時

申込締切：2025年3月31日（月）

※締切日以降の加入も可能です。

- 2025年4月1日以降にお申込みされる方は中途加入となり、振込日翌日からの補償開始となります。
- 退学等の場合には解約手続きが必要になります。残期間に応じて保険料を返金しますので、取扱代理店までお問い合わせください。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

生徒総合補償制度では、お子さまのリスクを幅広くカバーする魅力的な補償を取り揃え

お子さまの他人への損害を補償

他人への傷害や物の破損の際の損害賠償費用を補償！



個人賠償責任



- 他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったとき

・示談交渉を代行（国内事故に限定）

お子さまのケガの補償

お子さまの入院・手術・通院の補償や、後遺障害が残った際に保険金をお支払い！



入院・手術・通院



- ケガで入院・通院したり、手術を受けたとき

・地震・噴火・津波による場合も補償
・熱中症、細菌性食中毒も補償



死亡・後遺障害



- ケガで死亡したり深刻な障害が残ってしまったとき

・地震・噴火・津波による場合も補償
・熱中症、細菌性食中毒も補償

扶養者さまの万が一のとき お子さまの教育費用を補償

扶養者さまがケガで扶養できなくなった際にお子さまの教育費用を補償！



育英費用



- 扶養者さまがケガで死亡されたり、重度後遺障害を負ったとき

・地震・噴火・津波によるケガも補償
・保険金額を全額一度にお支払

※あらかじめ扶養者さまを指定していただきます。

お子さまのトラブルを補償

お子さまが事故やトラブルに巻き込まれた際に補償！



弁護士費用



- 被害事故や人格権侵害についての相談や相手との交渉が必要なおき

・弁護士費用、法律相談費用をお支払い



トラブル対策費用



- ストーカー被害やSNSでの誹謗中傷に遭って対策を講じたとき

・防犯対策、カウンセリング費用を補償

- 重要事項説明書・補償の概要等にはご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。
 - 重要事項説明書・補償の概要等の内容については、以下URL・右記QRコードからのアクセス先に掲載の重要事項説明書・補償の概要等よりご確認ください。
(重要事項説明書は印刷またはダウンロードし、保管されることをおすすめいたします。)
- URL <https://www.sendai-sentyuri.jp/hoken/gakuso/pamphlet2025/>
- 重要事項説明書・補償の概要等の書面をご希望の方は裏表紙記載の取扱代理店までご連絡ください。



無料付帯 [サービスのご案内]

- メディカルアシスト(緊急医療相談等)他

以下URL・右記QRコードからのアクセス先に掲載しています。

URL <https://www.sendai-sentyuri.jp/hoken/gakuso/pamphlet2025/>



補償プラン（保険金額・保険料表）

基本タイプ A 約1日 31 円(保険料)

保険料 2028年3月卒業予定者 保険期間：2025年4月1日午前0時～ 2028年4月1日午後4時（3年間）		34,110円 3年間分保険料一時払	
保 険 金 額	1	個人賠償責任(*1) (免責金額(自己負担額:0円))	1事故 国内外:1億円
	2	入院日額(1日あたり)(*2) ケガ	2,500円
	3	通院日額(1日あたり) ケガ	1,500円
	4	死亡後遺障害 ケガ	100万円
	5	育英費用	100万円
	6	弁護士費用	300万円
	7	トラブル対策費用	20万円

*1 情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。

*2 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払い対象外の手術があります。

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別Aに該当する方（継続的に職業に従事していない学生等）用です。

お子様(被保険者-保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします。）

「自動車運転者」「建設作業員」「農林業作業員」「漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」（以上6職種）

保険の対象となる方（被保険者）

「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」としてご加入いただけるのは、専修大学熊本玉名高等学校に在籍する生徒で、加入依頼書等に「保険の対象となる方ご本人」として記載された方をいいます（入学手続きを終えた方を含みます。）。

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任については、ご本人*1、ご本人の配偶者、ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の同居のご親族、ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の別居の未婚のお子様、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます（代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。）。また、ご本人*1以外の個人賠償責任の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（責任無能力者の配偶者または親族に限ります。）も保険の対象となる方に含まれます（責任無能力者に関する事故に限ります。）。

*1 加入依頼書に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

! 育英費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。

原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり（保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。）、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

【保険の対象となる方（被保険者）における用語の解説】

(1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面により確認できる場合に限り。婚約とは異なります。）

① 婚姻意思を有すること *2 ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。

(3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*2 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

ご加入方法

払込取扱票に必要事項を記入のうえ郵便局にてお申し込みください。
具体的なお手続き要領につきましては、払込取扱票裏面をご参照ください。

この保険は学校法人専修大学熊本玉名高等学校を保険契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として学校法人学校法人専修大学熊本玉名高等学校が有します。

《保険金請求の連絡先》 事故受付センター
東京海上日動安心110番

 **0120-720-110**
受付時間：24時間365日

《お問い合わせ先》

【取扱代理店】

株式会社専大センチュリー

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-10-3 スリースタービル

フリーダイヤル **0120-50-4230**（携帯の方：03-5215-1260）

受付時間：月～金 10:00～16:00

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

（担当課）公務第二部文教公務室

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラメール三番町10F

TEL：03-3515-4133（受付時間：月～金 9:00～17:00）